

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第4次DV防止実施計画（令和2～4年度）

令和2年度 年次報告書



令和3年7月

多様性社会推進課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2
2. 体系図	3
3. 事業別一覧	4 ~ 7
4. 基本目標ごとのまとめ	8
5. 事業ごとの実績報告書	9 ~ 22

∞年次報告に関する説明∞

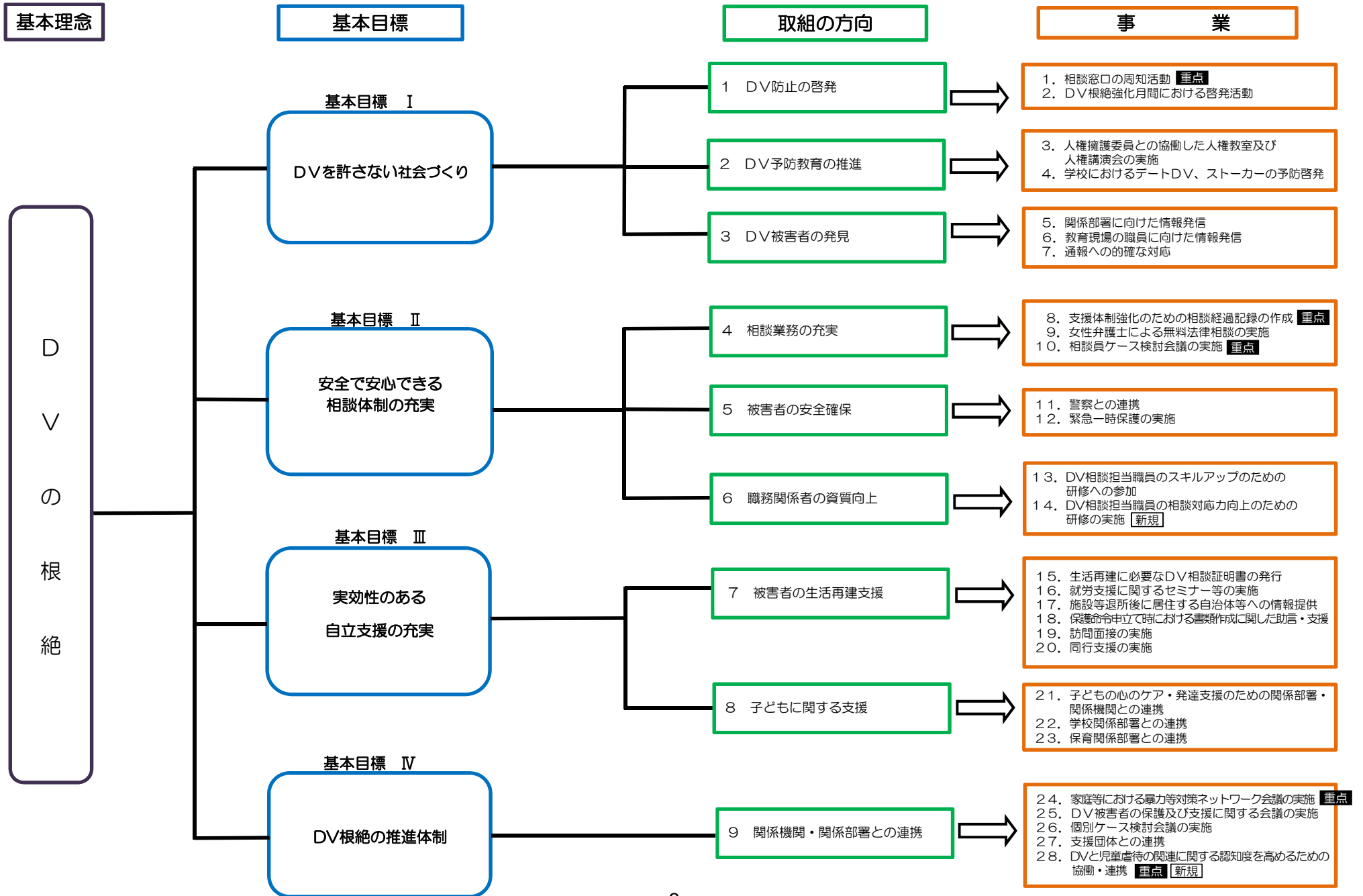
本報告は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第7次実施計画」の一部である「第4次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める令和2年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、対前年度上昇率を掲載しています。

$$\text{※上昇率（％）} = \frac{\text{今年度数値} - \text{前年度数値}}{\text{前年度数値}} \times 100$$

- 9～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

第4次DV防止実施計画の体系図



■事業別一覧

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり		
取組の方向1 DV防止の啓発		
1	[重点] 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、4ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語）に対応した案内チラシカードを配布します。
2	DV根絶強化月間における啓発活動	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎月11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。
取組の方向2 DV予防教室の推進		
3	人権擁護委員と協働した人権教室及び人権講演会の実施	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年3校行います。
4	学校におけるデートDV、ストーカークの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカークの予防啓発に取り組みます。
取組の方向3 DV被害者の発見		
5	関係部署に向けた情報発信	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた情報発信	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向4 相談業務の充実		
8	[重点] 支援体制強化のための相談経過記録の作成	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	[重点] 相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向5 被害者の安全確保		
11	警察との連携	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
12	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向6 職務関係者の資質向上		
13	DV相談担当職員のスキルアップのための研修への参加	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。
14	【新規】 DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実		
取組の方向7 被害者の生活再建支援		
15	生活再建に必要なDV相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。
16	就労支援に関するセミナー等の実施	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
17	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
18	保護命令申立てにおける書類作成に関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
19	訪問面接の実施	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
20	同行支援の実施	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。
取組の方向8 子どもに関する支援		
21	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
22	学校関係部署との連携	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
23	保育関係部署との連携	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制		
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携		
24	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。
25	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。
26	個別ケース検討会議の実施	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
27	支援団体との連携	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。
28	【重点】【新規】 DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取り組みを行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。

■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

※市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。第4次DV防止実施計画より成果指標を変更しました。

基本目標	成果指標	現状値	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率
Ⅰ DVを許さない社会づくり	DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合	63% (令和元年度)	50.8%	△19.4%	%	%	%	%
			↑		↑		↑	
Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実	市のDVに関する相談窓口が充実していると思う人の割合	14% (令和元年度)	11.3%	△19.3%	%	%	%	%
			↑		↑		↑	
Ⅲ 実効性のある自立支援の充実	市のDVに関する支援が充実していると思う人の割合	13% (令和元年度)	10.2%	△21.5%	%	%	%	%
			↑		↑		↑	
Ⅳ DV根絶の推進体制	DV根絶推進のための関係機関・関係部署相互の緊密な連携が図られていると思う人の割合	13% (令和元年度)	10.0%	△23.1%	%	%	%	%
			↑		↑		↑	

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の周知活動			
	No.	1		
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、4ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語）に対応した案内チラシカードを配布します。			
指標	配布箇所数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	68箇所	70箇所	72箇所
実績	66箇所	76箇所		
取組状況	<p>カード配布と市公式Webサイトにより相談窓口を案内した。カードについては、平成30年度より、日本語と英語を併記したもの、市公式Webサイトの相談窓口案内ページの2次元コードが付いたものに変更した。また、外国人の国籍別市内在住人口や市役所の外国人相談窓口利用者数と窓口での対応言語を調べ、外国語カードを中国語・スペイン語・ベトナム語に変更した。</p> <p>カード配布先は以下のとおり。</p> <p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民窓口となる庁内各課 34課 市内公民館 16館 第1庁舎、第2庁舎（女性トイレ及び受付）19箇所 男女共同参画センター（女性トイレ） 4箇所 公民館に併設されていないこども館 3箇所 			
今後の課題等	<p>庁内関係部署・施設のほか、医療機関や商業施設等への配布を検討していく。</p> <p>第1庁舎の利用状況を調査し、カード設置場所の拡大を検討する。</p>			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	DV根絶強化月間における啓発活動			
	No.	2		
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。			
指標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	5回	5回	5回
実績	5回	7回		
取組状況	<p>①市公式Webサイト「DV根絶強化月間」ページにて啓発 ②11月デジタルサイネージにて「DV根絶強化月間」啓発 ③男女共同参画センター情報紙「多様性社会推進情報レター」に特集記事掲載 ④DV防止講座「傷ついた心のケア講座」（視聴人数33人） ⑤DV予防啓発セミナー「アンガーマネジメント講座 ～怒りに振りまわされずに生きるコツ～」（参加人数24人） ⑥市内の民生委員児童委員に向けてDV防止啓発チラシを配布（市川市社会福祉協議会に依頼） ⑦広報紙（11/7号）にて「DV根絶強化月間」記事掲載</p> <p>DV根絶強化月間以外も好評につき次の講座を再度実施し啓発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> DV予防啓発セミナー「アンガーマネジメント講座2 ～怒りに振りまわされずに生きるコツ～」（令和3年2月13日開催／参加人数 23人） 			
今後の課題等	<p>子育て世代やシニア世代、DV加害者の気づきにつながる啓発を実施していく。</p>			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員と協働した 人権教室及び人権講演会の実施		No.	3
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年3校行います。			
指標	実施校数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	不十分だった		
目標値	—	42校	42校	42校
実績	42校	0校		
取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度のは人権教室（小学校対象）及び人権講演会（中学校対象）はすべて中止となった。			
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。 新型コロナウイルスの感染状況に沿った実施形態を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	学校におけるデートDV、 ストーカーの予防啓発		No.	4
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。			
指標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートDVのリーフレットを配布している。 令和2年度は、市内の高校（15校）の1年生にデートDVのリーフレットを配布した。			
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートDVについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署に向けた情報発信			
	No.	5		
事業概要	所管課 多様性社会推進課			
事業概要	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
指標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回
実績	2回	1回		
取組状況	全職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配信した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。			
今後の課題等	DV被害者を適切に相談窓口につなげられるよう、DV相談窓口について職員に周知していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた情報発信			
	No.	6		
事業概要	所管課 多様性社会推進課			
事業概要	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
指標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発紙）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	市立の教育現場職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配布した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校 57校 ・市立保育園、幼稚園 28校			
今後の課題等	私立の教育現場職員への啓発を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	通報への的確な対応				No.	7
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。					
報告	市民や医療機関からの通報に対する対応件数					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	6件	6件				
取組状況	DV防止法第6条に基づく通報を医療機関から6件受けた。 通報者にDV相談窓口について情報提供を行い、DV被害者を相談窓口に繋いでもらった。					
今後の課題等	通報は、DV被害者がケガをしている場合など、緊急的な安全確保が必要な状況が想定されるため、通報者に適切な案内ができるよう情報提供する内容を整理しておく。 また、いち早くDV被害者の面接相談を実施できるような相談体制をとっておく。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 支援体制強化のための 相談経過記録の作成				No.	8
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。					
報告	相談経過記録の作成実人数					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	—	344人				
取組状況	令和2年度中に、個人を特定して相談を受け、新規に相談経過記録を作成した実人数は344ケースであった。 令和3年3月より、相談経過記録作成のためのシステム入替えがあり、以前のシステムより管理がしやすくなったと共に、関係課（こども家庭支援課、こども福祉課）と共通のシステム導入となったため、同一ケースに対する各課対応状況が把握しやすくなり、対応の連携、統一が図りやすくなった。					
今後の課題等	充実したシステムだけに、情報管理にはより一層の注意が求められる。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	9
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
報告	弁護士相談開設回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた		
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	48回	48回		
取組状況	令和2年度は全50回を予定していたところ、担当弁護士の体調不良等あり、2回分が中止扱いとなった。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） （男女共同参画センター休館日を除く）			
今後の課題等	相談枠に空きがある状況のため、市の広報紙等で相談窓口を周知して利用者の増加を図る。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 相談員ケース検討会議の実施		No.	10
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
報告	会議実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった		
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	34回	22回		
取組状況	支援が必要な相談者やDV被害の危険性の高い相談者の状況を細やかに把握するため、平成29年12月より、ケース検討会議を月1回の実施から週1回を目安とした実施に変更し、相談に関わる職員で共有・検討を行っている。令和2年度は職員にテレワークが割り振られた期間があり、担当全体が集合しての会議の回数は目標に届かなかったものの、共有・検討は頻繁に行った。			
今後の課題等	週1回のケース会議を継続し、相談者に信頼される相談を実施していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携			No.	11
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。				
報告	警察と連携した件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	17件	9件			
取組状況	主に緊急避難が必要な場合に、警察と連携し、DV被害者及び同伴者の安全確保を行った。				
今後の課題等	警察はDV被害者の身に危険が及ぶ場合に家庭に介入することができる機関であるため、警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図っていく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施			No.	12
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。				
報告	緊急一時保護を実施した件数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	2件	9件			
取組状況	シェルター等避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。シェルター等への一時保護件数9件のうち、警察の対応件数が3件、市の対応件数が6件だった。				
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 相談者の避難後の生活に関する不安を軽減するため、市で実施することのできる支援について、いち早く情報提供できるよう福祉関係部署と連携していく。 				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップのための研修への参加			No.	13
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。				
指標	研修会参加数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標値	—	3回以上	3回以上	3回以上	
実績	8回 (延べ18名参加)	7回 (延べ22名参加)			
取組状況	<p>相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。</p> <p>【令和2年度開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV・児童虐待相談新任研修（Ⅱ部） →中止 ・DV・児童虐待相談担当職員研修 →中止 ・DVによる子どもへの影響等に関するWeb研修 ・DV職務担当者自立支援スキルアップ研修 →中止 ・学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修 →中止 ・児童虐待防止に関する母子保健担当者研修（Ⅰ部） ・児童虐待防止に関する母子保健担当者研修（Ⅱ部） ・児童虐待防止に関する母子保健担当者研修（Ⅲ部） ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・スーパービジョン（8回） ・女性関連施設相談員研修 				
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	[新規] DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施			No.	14
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。				
指標	研修実施数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	—	1回			
取組状況	<p>「支援に役立つカウンセリングスキルと意識の基本」 DV相談担当職員のスキルアップを目的として、DVに関する知識と理解を深めるための研修会を開催。エンパワメントに繋げるための意識とスキル、二次被害が及ぼす影響等学び、意識化につなげるワークにより、実践での活用方法を習得した。 (令和3年3月6日 相談員及び担当職員7名参加)</p>				
今後の課題等	1度だけではなく、定期的な継続した受講が個のスキルアップになると共に、相談室全体の質の底上げにつながる。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	生活再建に必要なDV相談証明書の発行		No.	15
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。			
報告	DV相談証明書の発行件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	163件	277件		
取組状況	DV被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なDV相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書を含む）を発行した。			
今後の課題等	早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労支援に関するセミナー等の実施		No.	16
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。			
指標	セミナー等の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回
実績	2回	2回		
取組状況	男女共同参画センターで仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に「就労支援セミナー」を2回実施した。 ●第1回（全3回／仕事に役立つエクセル活用&便利技） 令和2年11月17日、12月1日、12月15日 ●第2回（全3回／第1回好評につき同内容で実施） 令和3年2月2日、2月16日、3月2日			
今後の課題等	内外の講座情報をつぶさに収集し、相談者の状況に応じた講座情報を周知していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供			
	No.	17		
事業概要	多様性社会推進課、こども家庭支援課、障がい者支援課、介護福祉課、生活支援課			
事業概要	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。			
報告	居住する自治体等への情報提供件数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	6件	4件		
取組状況	一時保護施設等の退所後の生活再建には、様々な支援が必要になるため、相談者の希望に応じて新たに居住する自治体や施設等の関係機関へ情報提供を実施した。			
今後の課題等	情報提供の際は、情報の行き違い等がないよう関係部署と役割分担を明確にして対応する。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立て時における書類作成に関する助言・支援			
	No.	18		
事業概要	多様性社会推進課			
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
報告	保護命令の申立て件数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	2回	0回		
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。令和2年度においては支援の実績がなかった。			
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施				No.	19
					所管課	多様性社会推進課、 こども家庭支援課、障 がい者支援課、介護福 祉課、生活支援課
事業概要	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。					
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	12件	12件				
取組状況	シェルターや施設に入所中のDV被害者に対して訪問面接を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。DV被害者の心情を考慮し、シェルター入所後3日以内に訪問面接を実施するよう努めている。					
今後の課題等	シェルター入所後、いち早く訪問面接を実施できるような相談体制をとっておく。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施				No.	20
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。					
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	3件	19件				
取組状況	シェルター入所中のDV被害者に対して、施設入所のための面接等や退所先の不動産契約、役所手続き等が必要な際に同行支援を実施し、本人の意向に沿いながら生活再建のための支援につなげた。					
今後の課題等	同行支援はDV加害者と遭う危険性があるため、安全に配慮しながら計画的に実施する。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携		No.	21
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。			
報告	子どもに関する部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	95件	55件		
取組状況	DV被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、DV加害者に居場所を知られないよう注意喚起している。			
今後の課題等	子どもの目の前でDVが起きる家庭状況は、面前DVとして子どもへの精神的な虐待に該当する。DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	学校関係部署との連携		No.	22
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	0件	11件		
取組状況	義務教育課程の子を同伴するDV被害者の避難等に際しては、教育委員会を通じて世帯の状況を共有し、学校等から避難情報が漏れることのないよう、また、避難先でスムーズに登校が叶うよう、連携した対応を取った。			
今後の課題等	DV被害者の避難に際し、転校を要する子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるよう、引き続き教育委員会等と連携して対応していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育関係部署との連携			
	No.	23		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。			
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	17件	22件		
取組状況	<p>避難後に同伴児の保育園入園手続きが必要になるDV被害者に対して、避難先自治体への情報提供、DV相談証明書の発行にて支援した。避難先自治体への情報提供はDV被害者本人の同意の上で行っている。</p> <p>【支援の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体への情報提供 4件 ・DV相談証明書による支援 18件 			
今後の課題等	避難後の生活再建において、同伴児の保育園入園を希望するDV被害者のためDV相談証明書等にて引き続き支援していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] 家庭等における暴力等 対策ネットワーク会議の実施			
	No.	24		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。			
指標	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた		
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上
実績	2回	1回		
取組状況	<p>要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。（関係機関、関係部署の職員が参加し、情報共有が図られた。）令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて開催したものの。</p>			
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施			No.	25
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。				
指標	会議の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた			
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	2回	1回			
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関する庁内8課、庁外5機関が出席し、DV相談の対応状況報告や事例検討等を行った。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため書面開催とした。				
今後の課題等	DV被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施			No.	26
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。				
報告	会議の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	1回	4回			
取組状況	避難を希望するDV被害者の支援について、関係機関と協議し情報共有しながら対応にあたった。				
今後の課題等	DV被害者の生活再建等において、複数の関係機関の連携が必要なときに関係機関を集めて会議実施する。				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	支援団体との連携			
	No.	27		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。			
指標	連携事業の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回		
取組状況	男女共同参画センターを拠点にDV防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。 【事業内容】 ・DV被害女性を救うための事業 1回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。）			
今後の課題等	DV被害を受けた女性が足を運びたいような企画を考え広く周知する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] [新規] DVと児童虐待の関連に関する 認知度を高めるための協働・連携			
	No.	28		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取り組みを行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。			
報告	児童虐待関係部署と協働・連携したイベントや講座件数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	—	1件		
取組状況	コロナ禍により、集合形式による講座、イベントの開催には至らなかったが、こども家庭支援課主催の「児童虐待防止事業オンライン講座」の開催にあたり、動画撮影・編集等の協力を行った。 【講座内容】「児童虐待・DVとは何か」 こどもの成長に与える影響や、どのような法的支援があるのかについて、講師である弁護士より分かり易く説明が行われた。			
今後の課題等	DVと児童虐待が密接に関連しており、片方だけの支援では本質の解決には繋がらないことについて、引き続き連携して啓発に取り組んでいく。			